

## 田舎館村小規模事業者緊急支援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 村は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し、経営難に陥っている村内小規模事業者に対して、企業活動の維持又は継続のための緊急支援として、田舎館村小規模事業者緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱における小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいい、常時使用する従業員数が、卸売業、小売業、飲食業及びサービス業においては5名以下、製造業等その他の業種においては20名以下の事業者を指す。

### (交付要件等)

第3条 村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を交付する。

- (1) 村内に事業所を有する個人又は法人であること。
- (2) 令和2年3月から5月までのいずれか1か月において、収入が前年同月比3割以上減収していること。ただし、事業開始から1年に満たない場合は、事業開始月の翌月から令和2年2月までの月平均収入比3割以上減収していること。
- (3) 2019年分の確定申告がされていること。
- (4) 令和2年6月1日現在、現に事業を営んでいること。

2 交付金額については、一律200,000円とする。

### (給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、村長へ提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 2019年分の確定申告書類の写し
- (3) 事業収入額（減収月と前年同月または月平均収入がわかるもの）を示した帳簿等の写し
- (4) 個人又は代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証及び保険証等の写し。ただし、顔写真が付いていない本人確認書類については2種類を添付する）
- (5) 預金通帳の写し

2 本人が申請できないやむを得ない事情がある場合は、前項に規定する交付申請書（様式第1号）により、個人又は代表者から委任を受け、代理申請することができる。

3 申請期間は、令和2年5月7日から令和2年7月31日までとする。

### (給付金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、給付金の交付を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときには、すみやかに給付金を交付することとする。

(給付金の返還)

第6条 交付対象者が虚偽の申請により給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合は、村は給付金の返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

田舎館村長 様

氏名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

印

住所又は所在地

事業所又は店舗名

電話番号 ( )

田舎館村小規模事業者緊急支援給付金交付申請書

田舎館村小規模事業者緊急支援給付金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり給付金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 200,000 円

2 常時使用する従業員数 人

※従業員の氏名を全員分記入してください。

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1		8		15	
2		9		16	
3		10		17	
4		11		18	
5		12		19	
6		13		20	
7		14			

3 収入額の比較

① 令和 2年 月収入 円

② 前年同月収入 円

③ 事業開始月の翌月から令和2年2月までの1か月あたりの平均収入

円

減少率 (②-①) または (③-①) ÷ ②または③ × 100 =

%

4 添付書類（該当する書類には右のチェック欄に○を記入）

チェック欄

2019年分の確定申告書類の写し		
事業収入額を示した帳簿類	令和2年3月から5月のいずれか1か月	
	前年同月又は月平均収入	
本人確認書類（顔写真が付いていないものは2種類添付）		
預金通帳の写し		

5 振込先

銀行名		支店名	店
種別	普通預金・当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

6 代理申請（本人の場合不要）

代理人	フリガナ	
	氏名	印
申請者との関係		
代理人住所		

上記の者を代理人と認め、給付金交付申請を委任します。

署名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

\_\_\_\_\_ 印